

日本労働年鑑 第55集 1985年版  
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

VI 権利闘争

概要

一、社会、公明、民社、社民連の野党四党は官公労働者のスト権立法の実務者レベルで検討をつづけてきたが、中間報告をまとめた。

スト権付与の点では各党が合意しているが、規制内容などについては合意が拡大している面もあるが、見解が対立している部分もあり、今後の合意形成や各労働団体の動きが注目される。

一、一九八三年一月一八日におこなわれた第一三回最高裁裁判官国民審査では審査対象の六裁判官がいずれも信任されたが、「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」は国民審査運動の意義と課題をこれまでの審査運動を総括する立場でまとめている。

一、大阪地裁道下徹裁判官が額田製作所の会社更生手続開始申立事件においておこなった「上部団体からの脱退」をめぐる言動にたいし、同裁判官糾弾運動が展開された。「道下裁判官糾弾共闘会議」が取り組んだ同裁判官にたいする罷免訴追請求者数は六〇万人余に達し、かつて例をみない大がかりな訴追請求運動となった。

一、不当労働行為事件処理日数の長期化傾向が初審、再審査を通じて目立っている。ことに、中労委における再審査事件の審理の長期化は異常ともいえるべきものがあり、関係労働組合にとって深刻な問題となっている。このようななかで、中労委にたいし、審査の促進、早期命令を要請する労働組合の要請行動がおこなわれた。

一、総評は八四春闘行動の一環として一九八四年三月二三日「働く者の生活と権利を守る全国縦断行動三・二三中央総行動」をおこない、全国から一万二〇〇〇人を動員し、各省庁、最高裁、中労委、親会社・背景資本、国鉄本社等にたいし要請、抗議行動を展開した。

一、最高裁は今期多数の労働関係事件についての判決を言い渡しているが、司法の反動化がいわれるなかで重要な論点をもついくつかの事件で労働者側が勝利している例もみられる。最高裁労働判例の動向について一定の変化が生じているもしくは生じつつあるとみうるのかどうかについては、今後の判決の推移を待って評価しなければならないが、今期の最高裁判決の内容には注目すべきものがある。

一、「男女雇用機会均等法案」が五月一四日国会に上程されたが、同法案にたいしては労基法上の女子保護規定の大幅な緩和ないし廃止、平等の不十分さを指摘して、法案の撤回ないし修正を求める動きが労働団体を中心に活発に展開された。

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---